

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 市道A第922号線道路改良工事
- ・工事箇所 狭山市入間川地内

(共通事項)

第3条 請負者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生利用【促進】計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用【促進】実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ①1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ②500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ①1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ②アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③最終請負金額100万円以上の工事

2 請負者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けることとする。

4 請負者は、建設副産物実態調査のため、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（<http://www.recycle.jacis.or.jp/>）を利用し「再生資源利用計画書（実施所）」再生資源利用促進計画書（実施所）」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）を監督員に提出すること。

(土砂等処分先)

第4条 土砂等の処分は下記のとおりとする。ただし、発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- ・残土処理 (株)ホートー 川越リサイクルプラント
川越市下赤坂1800-3

(廃材等搬出先等)

第5条 本工事によるアスファルト殻、コンクリート殻等の搬出先は下記のとおりとする。ただし、発注後明らかになった事情により、条件により難しい場合は監督員と協議するものとする。

- ・アスファルト殻 東亜道路(株)・(株)佐藤渡辺共同企業体 埼玉アスコ
川越市大字下赤坂1817
- ・コンクリート殻 東和アークス(株) 川越リサイクルセンター
川越市南台1-5-7
- ・金属くず (株)テンスク
狭山市入間川943-47

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

- 2 請負者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
- 3 請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再生資源等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。
 - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用【促進】実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

- 4 請負者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施方針」を遵守し、建設資材廃棄物の再生資源化に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

- 5 建設汚泥が発生した場合は、監督員と協議すること。
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督員に報告する。

(再生資源の利用)

第7条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生砂		管基礎、埋戻材
再生切込砕石	40mm以下	路盤、構造物基礎等
再生アスコン	細粒度アスコン(13)	アスファルト舗装

(施工にあたっての留意事項)

第8条

- ・擁壁の製品について、材料承諾書には構造計算書を添付すること。また、工場での製作時における鉄筋配筋状況の確認を監督員または受注者により行うものとする。
- ・擁壁設置箇所においては、各種擁壁の必要地耐力を満たしていることを確認すること。満たしていなかった場合には、監督員と協議し必要な処置を講ずること。
- ・T型ブロック積擁壁設置にかかる影響範囲内の宅地において、施工の前後に地盤調査を実施し、施工後の地盤強度が施工前と同等以上あることを確認すること。発生土の土質等により施工前と同等以上の地盤強度を確保することが困難な場合には、監督員と協議し必要な処置を講ずること。
- ・交差点での作業では、安全施設と交通誘導警備員を適切に配置し、通行車両や歩行者等の安全を確保すること。
- ・掘削時においては事前に埋設管等を調査し、破損の無いように注意すること。
- ・工事箇所に隣接する関係者には、事前に工事内容や施工方法をよく説明する他、工事施工中の駐車場への出入りや通行に支障の無いよう計画し施工すること。

特記仕様書

(舗装版切断時に発生する濁水の処理)

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・ 工事名 市道A第922号線道路改良工事
- ・ 工事箇所 狭山市入間川地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・ 種類及び処理量：汚泥（油分を含む汚泥）、0.003 m³
- ・ 中間処理施設：狭山市広瀬台2-12-13、大丸商事(株)
- ・ 処理方法：中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。